



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

24	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	1
25	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
26	指定自立支援医療機関の変更	( " ).....	1
27	"	( " ).....	2
28	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	2
29	保安林予定森林	( " ).....	2
30	"	( " ).....	3

### ○ 公安委員会告示

1	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	.....	3
---	---------------------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩葉新 25-04	サンドラッグフォレストモール岩出薬局	岩出市中迫147	令和 4.12.1

### 和歌山県告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3012400 044	白浜町社会福祉協議会訪問介護事業所	西牟婁郡白浜町日置197番地の1	重度訪問介護	社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町十九淵274番地の1	令和 4.12.31

### 和歌山県告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
そうごう薬局川辺店	日高郡日高川町土生160-4の内	医療機関の名称	ティエム薬局川辺店	そうごう薬局川辺店	令和4.12.1

**和歌山県告示第27号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
そうごう薬局川辺店	日高郡日高川町土生160-4の内	医療機関の名称	ティエム薬局川辺店	そうごう薬局川辺店	令和4.12.1

**和歌山県告示第28号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字堂ノ尾405の4、410、字風呂ノ尾533の1、536の3、546の17
- 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第29号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字東番137の16、163、174、字前番274、字堂ノ尾481の3、字風呂ノ尾523、525、546の8、546の16
- 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第30号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字前番283、307

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第1号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和5年1月10日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和5年2月15日（水）から同月17日（金）まで	和歌山市西1番地交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和5年1月16日（月）から同月23日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの） 1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）